



発行：労働金庫連合会(営業推進部) 発行:2011年9月

【第6号(臨時発行)の内容】

年金確保支援法案が成立しました！



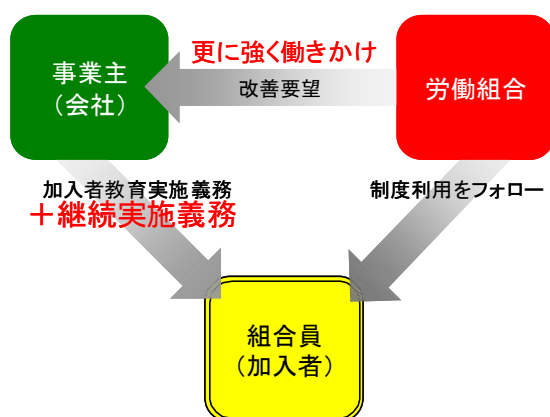
確定拠出年金が変わります！

2011年8月4日、確定拠出年金法の改正を含んだ「年金確保支援法案」が国会で成立し、同10日に公布されました。これまで、「ろうきん企業年金NEWS」では、関連情報を何度かご提供して参りましたが、今回は臨時発行号として、企業型確定拠出年金がどのように変わるのか、ポイントをご案内します。

企業型確定拠出年金の改正内容	施行日
1. 継続的投資教育の実施義務を明文化	公布日(2011年8月10日)
2. 住所情報の取得を企業年金連合会に委託	
3. マッチング拠出制度の創設	2012年1月1日
4. 加入資格年齢の引き上げ(60歳 → 65歳)	公布日から2年6月以内で政令で定める日 (遅くとも2014年2月には施行)
5. 70歳自動移換者の強制脱退	
6. 脱退一時金の要件緩和	

1. 継続的投資教育の実施義務を明文化

従来は「投資教育の実施＝事業主の努力義務」にとどまっていたため、継続的な実施が課題となっていました。今回、事業主が継続的投資教育を実施する義務が明記されました。



＜ろうきんの視点＞



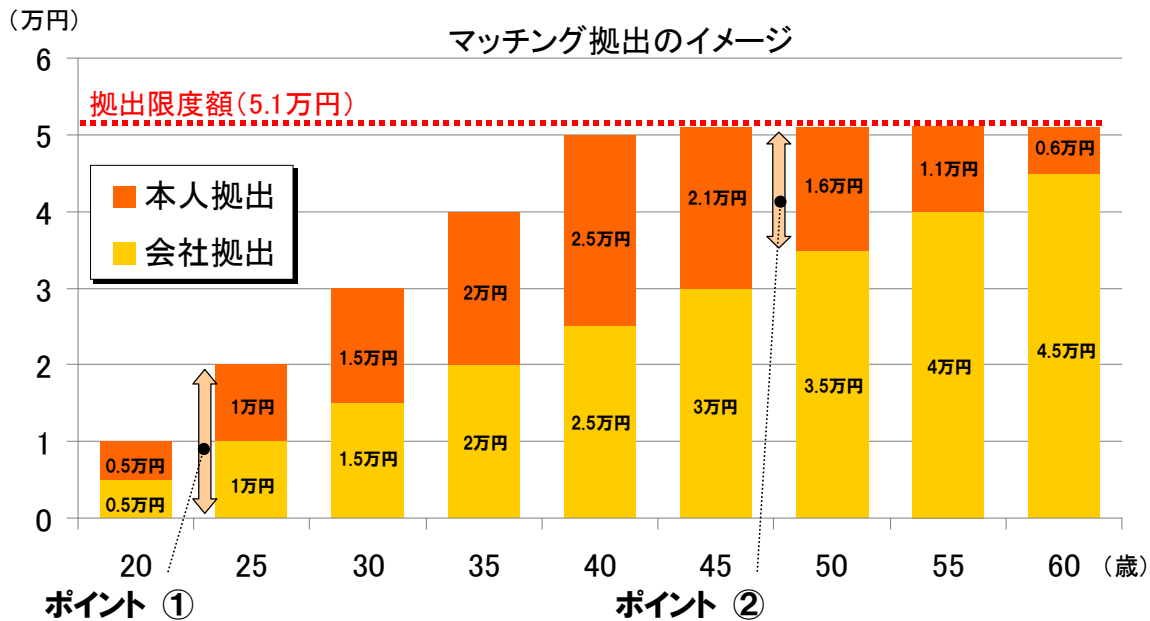
各事業主が継続教育の実施を検討する見込みですが、ペナルティーが無いため対応に差がでそうです。労組からも従来以上に強く継続教育の実施を要請しましょう！

2. 住所情報の取得を企業年金連合会に委託

企業年金の未請求者対策推進のため、企業年金連合会による住基ネットの住所情報取得が認められました。

3. マッチング拠出制度の創設

従来は企業型確定拠出年金における掛金の拠出は事業主のみ可能でしたが、加入者本人も掛金の拠出が出来るようになります。



※年齢とともに会社拠出掛金が増えるケースで、拠出限度月額 51,000 円（確定拠出年金の他に企業年金がない場合）のイメージ。他に企業年金がある場合の拠出限度額は 25,500 円です。

＜ろうきんの視点＞



「マッチング拠出した掛金＝全額が所得控除」という税制優遇があるほか、これまで同様、運用時非課税、受取時税制優遇となるため、資産形成を有利かつ効率的に行えます。

但し、原則 60 歳まで引き出せないのもこれまで同様ですし、運用額が増加することを考えると継続教育が従来以上に重要です。（上記 1. との一体的運営が望まれます）

なお、マッチング拠出導入には労使合意や規約変更の承認、企業の給与計算システムの修正等も絡みますので、一定の準備期間が必要です。

4. 加入資格年齢の引き上げ（60 歳→65 歳）

従来は企業型確定拠出年金の加入資格は 60 歳未満でしたが、規約で資格喪失年齢を 60 歳から 65 歳の範囲で定めることにより当該年齢まで加入することができるようになりました。

＜ろうきんの視点＞



公的年金の支給開始年齢の引き上げや定年延長、再雇用制度とのバランスをとった措置であり、拠出金の積立および運用期間が延びて資産形成の機会が増すことは評価できそうです（定年 65 歳化進展の支援材料としても期待されます）。但し、60 歳以降の期間は老齢給付金の受給基準となる加入者期間には反映されない点に注意が必要です。なお、事業主の立場からは掛金拠出が継続する（＝増える）ため、慎重な動きだしが予想されます。

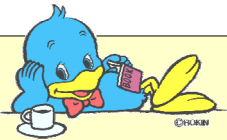
5. 70 歳自動移換者の強制脱退

従来は企業型確定拠出年金の資格を喪失後、国民年金基金連合会に資産を移換された自動移換者※は給付できない（受け取れない）仕組みになっていましたが、改正により自動移換者が 70 歳に達した時点で請求しない場合には、国民年金基金連合会の裁定により給付を行うことになりました。

※自動移換者とは、確定拠出年金の資格を喪失後、移換手続きをとらないで 6 ヶ月を経過し、確定拠出年金の資産および個人の記録が国民年金基金連合会へ自動移換され、加入員、運用指図者どちらにも該当しない者。

6. 脱退一時金の要件緩和

確定拠出年金は原則 60 歳まで受け取れない制度ですが、一定の要件の下に脱退一時金として受け取ることが認められています。今回、個人型確定拠出年金の運用指図者として 2 年を経過し、資産額 25 万円以下である等の要件を満たす場合には、個人型確定拠出年金からの脱退が可能となる要件が新たに加わり、受け取り要件が緩和されました。



＜コラム＞ 年金確保支援法案成立の背景

年金確保支援法案成立の背景には、少子高齢化、社会構造の変化等によって、高齢期における所得の確保が必要となってきたことが挙げられます。

今回の法改正において、国民年金法、厚生年金法においても改正がされ、将来の無年金者、低年金者への救済措置が盛り込まれることとなりました。

しかし、高齢期における所得を一層充実させていくためには、公的年金だけでなく、**今回法改正の行われた確定拠出年金などの企業年金、その他自身で積立を行う財形貯蓄などをフルに活用し、将来の資産形成に正面から取り組んでいくことが、今まで以上に重要**になっています。

以上、企業型確定拠出年金制度の改正ポイントをご案内させていただきました。
詳細な情報をお知りになりたい場合は、最寄りのろうきんまでお気軽にご相談ください。

注）本資料は情報提供を目的としており、勧誘を目的としたものではありません。信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、情報の正確性、完全性が保証されているものではありません。

ろうきんは労組の「企業年金サポーター」です ～「企業年金に係る役割発揮宣言」～

特徴① 退職金や企業年金に係る研修会開催など関連情報を全国無料で提供します

特徴② 確定拠出年金の加入者教育をローコスト（1回 5,000 円＋教材費 1 部 100 円）でお手伝いします

特徴③ ろうきんは、企業型・個人型確定拠出年金を取り扱っています

企業型：競争力がある金利水準の元本確保型商品（5 年定期預金）を提供しています

個人型：企業型からの資産移換を始めとして全国のろうきんで受付を行っています

＜退職金・企業年金に関するご要望・ご相談などがございましたら、お気軽にお問い合わせください＞
労働金庫連合会 営業推進部 TEL:03-3295-9341 Fax:03-3295-8039 E-mail:suishin@ho.rokinbank.or.jp

生活は、ずっと続くもの。

だからこそ、「パートナー」が大切です。

